

投資銀行業務とは

① (財)日本証券経済研究所「詳説 現代日本の証券市場 2006年版」より

『「有価証券に関する助言・情報提供」とは取引先企業に対して自社株消却等の資本政策や事業部門の分社化、公開価格、買収価格の算定などM&Aに関連するコンサルタントサービスである。「組合契約、投資事業有限責任組合契約等」は未公開株に投資するファンド(ベンチャーファンド、プライベートエクイティファンド)組成、「金銭債権の売買等」は金融債権の流動化、証券化に係る業務である。こうしたM&A、金融債権の流動化・証券化、未公開株ファンド組成などはこれと連動する引受業務とあわせ「投資銀行業務」と総称される。』

② NASD(米国証券業協会) Rule 2711/NYSE(NY証券取引所) Rule 472.20 より (仮訳)

『「投資銀行サービス」は、募集において発行体のために引受人となること、M&Aにおいて財務アドバイザーとなること、ベンチャー資本・資本拠出枠・PIPEs(公開企業の私募に対する投資)若しくは類似の投資手段を提供すること、又は発行体のために募集代理人となることを含むが、それに限定されない。』

③ Barron's "Dictionary of Banking Terms (4th ed.)" より (仮訳)

『発行体から有価証券を自己で購入し、投資家に当該有価証券を販売するリスクを引受ける金融仲介者(投信銀行)により実施される有価証券の新規募集の売付け及び販売。有価証券を購入し販売するプロセスは引受けとして知られている。1933年のグラススティーガル法は、商業銀行による自己顧客への有価証券の売付けにおいて不公正行為が見受けられたことから、商業銀行が有価証券を引受けることを禁じるとともに、銀行に対して引受けを行う関連会社を売却するように求めている。』

グラススティーガル法に基づく制限は、最終的には、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法により解除された。同法は、商業銀行に対して、関連会社を通じて、投資銀行業務、コマーシャル・ペーパー・企業債務・株式の引受けを行うことを認めた。同法は、商業銀行による地方政府の歳入債の引受けを妨げていた規制も取り除いた。』